

令和 7 年

第 2 回庄原市議会臨時会議案

(4 月)

庄 原 市

令和7年第2回庄原市議会臨時会議案目次

議案第64号	専決処分の承認を求めることについて (庄原市税条例の一部を改正する条例)	1
議案第65号	専決処分の承認を求めることについて (庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	5
議案第66号	庄原市税条例の一部を改正する条例	9
議案第67号	市道路線の変更について	11

議案第 64 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 28 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- 1 専決処分の内容
庄原市税条例の一部を改正する条例
(別 紙)
- 2 専決処分年月日
令和 7 年 3 月 31 日

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、
庄原市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市税条例の一部を改正する条例

庄原市税条例（平成 17 年庄原市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 10 条の 2 第 14 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 10 条の 4 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の庄原市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 65 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 28 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

1 専決処分の内容

庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（別 紙）

2 専決処分年月日

令和 7 年 3 月 31 日

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

庄原市国民健康保険税条例（平成 17 年庄原市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の庄原市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 66 号

庄原市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 28 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市税条例の一部を改正する条例

庄原市税条例（平成 17 年庄原市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット
以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「(第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の庄原市税条例第 82 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部改正により、軽自動車税種別割の標準税率区分が見直されたことに
伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 67 号

市道路線の変更について

次の路線を変更したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 4 月 28 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

整理 番号	旧 新 別	路 線 名	区 間		主たる経 過地	総延長 m	幅員 m	備考
			起 点	終 点				
1	旧	館町下線	庄原市東城町下町 125 番 1 地先	庄原市東城町下町 133 番 3 地先		118.19	3.0 } 7.6	
	新	館町下線	庄原市東城町下町 130 番 1 地先	庄原市東城町下町 133 番 3 地先		63.91	3.4 } 7.6	

(提案理由)

国道 314 号東城バイパス 2 工区 1 期事業分の一部開通に伴い、市道路線の起点を変更し、維持・管理しようとするものである。

